

ニュースポーツ用具貸出要項

1 目的

この要項は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会茨城わくわくセンター（以下「茨城わくわくセンター」という。）が所有するニュースポーツ用具の有効活用を図り、ニュースポーツを通して高齢者の健康づくり、仲間づくりを促進することを目的に実施するニュースポーツ用具の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業主体

この事業は、茨城わくわくセンターが実施し、貸出しについては「3貸出機関」に掲げる市社会福祉協議会の協力を得るものとする。

3 貸出機関

- ① 茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター）
水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
- ② 行方市社会福祉協議会
行方市玉造甲403 玉造福祉センター内
- ③ 坂東市社会福祉協議会 支所
坂東市山2721 猿島福祉センター「ほほえみ」内

4 貸出対象

原則として高齢者の団体・グループ・サークルとし、個人の利用は認めないものとする。

なお、世代間交流等で高齢者以外の団体等が、高齢者が参加する行事を行う場合は対象とする。

5 貸出期間

使用日を含む5日以内とする。

但し、貸出機関が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

6 貸出用具の種類等

貸出しするニュースポーツ用具は別表のとおりとする。

7 貸出方法等

ニュースポーツ用具を借りようとする者は、あらかじめ貸出し機関と貸出日を調整のうえ、備品借用申請書（別紙様式1）を提出し、貸出機関の許可を受けるものとする。

借用者が用具を返却する場合は、貸出機関の確認を受けることとする。

付則

- 1 この要項は、平成19年3月19日から実施する。
- 2 この要項は、平成20年7月15日から実施する。
- 3 この要項は、平成26年5月29日から実施する。

